

警察署協議会議事録

協議会名	令和8年第1回宮城県白石警察署協議会
開催日時	令和8年2月20日（金）午後4時から 午後4時50分まで
開催場所	宮城県白石警察署 大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員 出席委員～志村正光会長、八島淳子副会長、高橋秀一委員、 我妻紀子委員、岡崎純子委員</p> <p>2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課課長代理、警務係長</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

1 報告事項

(1) 管内の治安情勢等について（署長）

署長から、令和7年中における刑法犯認知件数や交通死亡事故発生件数等の管内の治安情勢について説明がなされた。（委員からの質問なし）

(2) 速度取締り指針について（交通課長）

交通課長から、管内の速度取締り指針について説明がなされた。（委員からの質問なし）

2 質疑応答

委員：小学校前の横断歩道のラインが見えづらく、改善していただきたい。

交通課長：現地を確認したところ、当該横断歩道の白線等が摩耗していたため、塗り替え工事の事務手続を進めている。

委員：他の学校や駅周辺でも横断歩道等のラインが薄くなっている箇所があるので配慮願う。

交通課長：拝承

委員：4月から道交法が変わるが、白石刈田地区において実際にどのような点を注意すべきか。また、広報の方法についても教示願う。

交通課長：本年4月1日から道路交通法が改正され、車が自転車等の側方を通過する際の新たな規定が創設される。また、自転車等に対する交通反則制度、いわゆる「青切符」が適用となる。

管内全域で、自転車運転者のながらスマホ、信号や一時停止無視、並進走行、無灯火運転などの交通違反が認められ、注意が必要である。

当署では、昨年から、街頭キャンペーンや管内の学校、企業等への交通安全講話などを通じての広報活動を実施している。

委員：自転車運転者が、スマートフォンを操作している状況等を警察官が認めた場合、即取り締まるのか、まずは口頭指導なのか。

交通課長：スマートフォンを操作しながらの自転車運転は悪質なため、交通違反として即取り締まることとなる。

委員：承知した。

委員：最近「+1」から始まり、「855」、「877」と続く番号からの電話が携帯電話にかかってくるという話を聞く。国際詐欺で、着信すると課金されるとも聞いた。自宅には、「050」から始まる番号からも電話がくる。

注意点や対処法を教示願う。

生活安全課長：「+1」から始まり、「855」、「877」と続く電話番号は、アメリカやカナダから発信されたフリーダイヤルである。

海外からの電話に出た場合、着信者側に通話料金は発生しないが、折り返し電話をかければ通話料金が発生する。

国際電話を使用した特殊詐欺被害に遭わないように、自宅の固定電話で国際電話を受けられないようにする、「国際電話利用休止」の手続きがあり、警察でも支援を行っている。

次に「050」から始まる電話番号は、インターネット回線を利用したIP回線の電話番号であり、詐欺などに使用されるケースがある。

これらの番号からかかってくる電話についての注意点や対処法は、

- 「+」から始まる電話番号には基本的に出ない
- 不審な電話番号から不在着信があっても折り返さない
- 固定電話の場合は特殊詐欺電話撃退装置等を設置する

などがある。

警察では、より一層、固定電話や携帯電話対策を推進し、被害防止に努める。

委員：承知した。今後も被害防止活動を継続願いたい。

委員：白石市東町地内の道路が昨年拡張されて道幅が広くなり、スピードを出して走行する車が増えたと感じる。付近は、住宅地で保育園や工場、ドラックストアなどもあるが、今後、横断歩道の設置予定はあるか。

交通課長：当該道路について、現時点では、横断歩道の具体的な設置予定はないが、今後、速度規制が現在の30キロメートルから40キロメートルに引き上げられる予定となっている。

警察から関係機関に対し、情報提供をしており、今後、同路線間の横断歩道の設置可否の検討を含めた合同点検等を関係機関と行っていく。

委員：承知した。そのとおり対応を願う。

委員：高齢者が行方不明になった場合に、警察が地域の関係機関と連携するSOSネットワークシステムがあるが、同システムへの高齢者の登録者数及び行方不明者の検索から、家族への受け渡しなど、行方不明者が自宅に戻るまでの一連の流れを伺いたい。

生活安全課長：令和8年2月17日現在、白石市の登録者数は25名となる。

認知症の高齢者が行方不明となった場合は、SOSネットワークによる手配を実施するとともに警察で行方不明者届を受理し、自治体等の関係機関と緊密に連携した捜索活動等を実施する。

行方不明者を発見保護した場合は、体調不良等が認められれば、救急隊を要請し、体調不良等がなければ警察署が家族等に引き渡す。

委員：SOSネットワークシステムへの登録推進に向け、私からも関係機関に働きかけていきたい。